

入札注意事項（電子入札 物品購入）

- (1) 落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低価格（最低制限価格を設けている場合その価格以上）の入札者をもって落札者とする。
注：落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とすること。
- (2) 最低制限価格を設けている場合、最低制限価格未満の入札者は失格とし、再入札に参加できない。
- (3) 開札の結果、予定価格の範囲内の入札者がいないときは、再入札に付することができる。
- (4) 再入札について、最低入札価格発表後、発表額以上の入札者は失格とする。
- (5) 予定価格の範囲内での最低価格の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を定める。（なお、くじの辞退はできないものとする。）
- (6) その他関係法令の定めるところによる。
- (7) その他
 - (ア) 電子入札の方法等は、三田市電子入札運用基準による。
 - (イ) 入札を希望しない場合は、入札辞退届を提出したうえ、入札に参加しないことができる。辞退の方法については三田市電子入札運用基準を確認すること。（なお、入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取り扱いを受けることはない。）
 - (ウ) 契約方法は、三田市契約事務規則による。
 - (エ) 市が締結する契約から暴力団及び暴力団員を排除し、その適正な履行を確保するため、契約金額が50万円を超える案件については、契約締結時までに自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書等を徴取する。
 - (オ) 入札にあたっては、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等、関係法令を遵守しなければならない。入札に際し、不正その他の理由により競争の実益がないと認められるときは、入札を無効とするので、特に厳正に参加されたい。